九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

社会法判例研究(第四六回)

社会法判例研究会 九州大学大学院法学府

鄒**,庭雲** 九州大学大学院法学府

https://doi.org/10.15017/10732

出版情報:法政研究. 73 (4), pp. 161-172, 2007-03-20. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

社会法判例研究 (第四六回)

社会法判例研究会

都企画建設事件

派遣を交代させられた労働者の賃金または休業手当請求

権

大阪地裁平成一 八年一月六日判決、 労働判例九一三号四

鄒 庭 雲

【事実の概要】

遣事業を、 において面接を受けた上、派遣社員として登録した。 なく営む派遣会社である。 木施行管理技師、 CAD Y会社は、 ソコンの技能について質問され、 労働者派遣法五条一 (機械・建築物等の設計ソフト)はできないと回 土木建築工事の設計監理に関わる労働者派 一級建築施行管理技師の資格を持ち、 項に基づく許可を得ること エクセルができる その 級土 Y

答した。

ては、 ば、 しなかったからである。 町の担当者から、 ンを持参しなかったからであるが、 代表者によれば、 派遣労働者である訴外CをXの後任として派遣した。 六日にXに対しBでの就労を中止するよう指示し、 交代させるよう要請があったため、 ソコンを持参することをしなかった。 考えていたが、 契約書に定めていた。 の間で、 負った播磨町の水道工事に従事した。 四月から四ヶ月の予定で、 二 X は、 るとともに、 定配水管工事の施工管理に従事した。 ところが、 AはYに対し、 Aの際と同様、 業務協力基本契約を締結していた。 訴外A社に派遣され、二ヶ月ほど和歌山市の 上記契約を解除できる事由を、 X は、 同年五月初めごろ、 Xに対する不満の内容を確認することを Bからのクレームの内容は、 業務に従事するものとしてXを特定す 播磨町の工事の際、 特段の条件を聞かなかったため、 パソコンの持参が要求されるものと また、 訴外B社に派遣され、 後にYが主張した交代要請 それ以上に、 Yの代表者は急遽同月 BからYに対し、 AおよびBは、 その後、 Yの代表者とし 同契約によれ 業務委託基本 平 Xがパソコ Bや播磨 成 同社が請 五 一方で Y と X を Y パ

の理由は、

Xが①パソコンを使用できず、パソコンを持参

であったこと、③水道配管工事の知識や技術に欠け、指導することすらしなかったこと、②現場における態度が横柄

力がないことであった。

【判旨】 一部認容(確定)

であることを前提として」検討することとする。
Yは労働者派遣法五条一項に基づく許可を受けず「労働者指揮命令服従関係はなかったと認めることができる」から、一「YとA、Bとの間の契約について、「XとYとの間に

一 派遣期間の終了に関する合意の有無

があった場合は、派遣期間の途中であっても派遣労働者の「Yは、Xとの間で、派遣先から派遣労働者の交代要請

一であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払合意を前提とした条項は見当たらない」。むしろ、「AがXの交代を要請することができる場合は」、業務委託基本契約書八条「各項に該当する事由の存在を理由とする債務不履行(不完全履行)がある場合に限る趣旨であると解される」。このことは、Bが委託した「播磨町の工事におけるの間で、Yが主張するように、派遣先から派遣労働者の交代要請があった場合は、その理由を問わず、派遣期間の途中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払中であっても派遣労働者の交代をし、残期間の給与は支払を記さいる。

二 Xの勤務状況における解雇事由の存否

(一) 一般論

契約に照らして、債務不履行(不完全履行)といえない場では交代を余儀なくされ、Xの派遣期間は終了することとては交代を余儀なくされ、Xの派遣期間は終了することと要請があった場合は、派遣期間の途中であっても、Xとし要請があった場合は、派遣期間の途中であっても、Xとし要請があった場合は、派遣期間の途中であっても、Xとし

交代をし、残期間の給与を支払わないことを合意したと主

は『ふないるは『ふないのででは、『では、『ないででででない。とを理由に、『ので代を要求したり、Y合は、派遣先は、Yに対して、Xの交代を要求したり、Y

がある」。
「もっとも、Xの勤務状況が、債務不履行といえない場「もっとも、Xの勤務状況が、債務不履行といえない場

(二) Xの勤務状況と不完全履行

条件となっていたわけではない」。「CADの使用については、XとYとの雇用契約においても示的な条件とされていたことを認める証拠はない。」ンを持参させることや、図面をCADで作成することが明了BとYとの間の労働者派遣契約において、Xにパソコ

Yと派遣先との間の労働者派遣契約上の債務不履行事由にとYとの間の労働者派遣契約の債務不履行に該当するかどとYとの間の労働者派遣契約の債務不履行に該当するかどとが、これに応じそうになかったため、Xの交代を要請したが、これに応じそうになかったため、Xの勤務状況が、B実際の理由は不明といわざるを得ない」。「播磨町における当事者したが、これに応じそうになかったため、Xの勤務状況が、B実際の理由は不明といわざるを得ず、Xの勤務状況が、B

該当するとはいえない」。

四 XとYとの雇用契約の帰趨

限り、XのYに対する賃金請求権は消滅するというべきで 要請を拒絶し、債務不履行事由の存在を争って、派遣代金 先との労働者派遣契約上の債務不履行事由に該当すると主 ある (民法五三六条二項の適用はないと考える)。」 て、Xの就労が履行不能となった場合、特段の事情のない 行事由の存否を争わず、Xの交代要請に応じたことによっ である。」「そうすると、Yが、派遣先との間で、債務不履 の請求をするか否かを判断することもまた困難というべき しい資料しかないにもかかわらず、派遣先によるXの交代 派遣先の主張を争うことは極めて困難というべきである。」 も、Xの勤務状況について、これをよく知る立場になく、 張して、Xの就労を拒絶し、その交代を要請されたとして ·派遣先からXの就労を拒絶された場合、Yとしては、乏 「Yとしては、 派遣先から、 Xの勤務状況が、 Y を派

が存在するといえる場合を除き、労働基準法二六条にいうから、Yと派遣先との労働者派遣契約上の債務不履行事由におけるXの就労が不可能となった場合は、Xの勤務状況におけるXの就労拒絶を受け入れたことにより、派遣先「一方、Yの判断により、派遣先との紛争を回避し、派「一方、Yの判断により、派遣先との紛争を回避し、派

813 (73-4-163)

る。

Yに対し、休業手当の支給を求めることができると考え『使用者の責に帰すべき事由による休業』に該当し、Xは、

【評釈】 一部疑問

本判決の意義

る。 避し、 この点は今後の労働者派遣の実務に対して、少なからぬ影 者に対し休業手当を支給すべきであるとするものであり、 労働者の勤務状況から、 きであろう。 はこうした事案に対する初めての判決として注目されるべ 派遣労働者が解雇されることになった事案であり、本判決 を確認せずに、 債務不履行事由が存在する場合を除き、 派遣先における労働者の就労が不可能となった場合、 論のあるところが争われており、立論のあり方が注目され 遣期間の終了に関する合意の存否など、 本件は、 を及ぼすであろう。 また、本判決の結論は、 派遣先からの労働者の交代要請に応じたことにより、 派遣業界によく見られるような、 特に、本件では、 派遣先の交代要請に応じたことによって、 派遣元と派遣先間の派遣契約上の 派遣元が派遣先との紛争を回 派遣元と派遣労働者間の派 まさに理論上も議 派遣元は派遣労働 派遣元が理・ 派遣 由

本判決の枠組み

る。 いて、 関する合意を否定している。 の債務不履行を主張して就労を拒絶する場合、 状況が債務不履行といえない場合であっても、 ている。④最後に、 派遣元との雇用契約も一旦終了すると一般論を提示して 不履行となる場合には、 釈し、これにより、Yが主張するような派遣期間の終了に る枠組みに沿って検討する。 めることはできると結論づけている。 に対する賃金請求権は消滅し、 遣先の主張を争うことが難しいから、 勤務状況が派遣契約上の債務不履行事由に該当しないとし 由について、綿密な検討を行った上でそれを否定し、 の派遣契約上の債務不履行事由が存在する場合に限ると解 て、派遣先がXの交代を要求できる場合は、 本判決は、 そのうえで、本判決は、③Yの主張した交代要請の 派遣労働者の勤務状況が派遣契約に照らして、 まず、①Yと派遣先との間の派遣契約につ 本判決は一転して、派遣労働者の勤務 派遣先の交代要請で派遣労働者と 次に、②解雇事由の存否につ 一方で休業手当請求権 派遣労働者の派遣元 以下、 本判決のかか Yと派遣先間 派遣先がそ 派遣元が 債務 を求 X 派 0 玾

となる。
となる。
となる。
三 派遣労働者と派遣元間の派遣期間の終了に関する合意 となる。

一) 交代限定条項の存在意義

契約 間の合意の存在は認められないとしている。 約上の債務不履行が存在する場合に限られている において、派遣先がXの交代を要請できる場合は、 根拠として、その存在を否定している。つまり、 - 交代限定条項」という)と解釈されるから、 この合意について、 (形式上は「業務委託基本契約」)を解釈し、 本判決は、 Yと派遣先との間 上記X-Y 派遣契約 (以下は それを 派遣契 『の派遣

守っていないと言える。このような状況を考えると、 これに応じそうになかったため、 が指摘しているように(「播磨町における当事者も、 守られていない可能性があり、 である可能性も否定できない」)、まさに交代限定条項を コンが苦手であり、Xに業務をいろいろ頼もうとしたが、 に おける交代限定条項が仮に定められたとしても、 しかし、実務においては、 派遣元と派遣先間の派遣契約 本件におけるBも、 Xの交代を要請しただけ それが 本判決 パソ Y Ł

> そうすると、 の点についてさらに検討してみた 論的にもより有意義だったのではないだろうか。 正面から上記合意について分析したほうが、 不明確な点が残っている。 だろうか。この意味で、本判決の理論構成とその趣旨には 遣労働者間の合意が認められる可能性があると解されるの 派遣契約に交代限定条項が存在しない場合は、 るのであれば、仮に、本件と異なり、 の存否が、派遣元と派遣労働者の間の合意の有無を左右す る。また、このように、派遣元と派遣先間の交代限定条項 Xとの間では、 しては、 派遣先との間で交代限定条項があったとしても、 本判決の解釈には少し無理があるように見え かかる合意をする可能性は否定できない むしろ、 解釈の手法ではなく、 派遣元と派遣先間 実務的にも理 派遣元と派 以下、 0

(二) 民法六二八条の意義および本件合意

ば、 間 約される。 ととなり、 ある労働契約は、 の間で、 本件のような登録型派遣の場合、 労働契約が結ばれている。上記合意を認めるのであれ 派遣先の交代要請で、 期間の定めのある 派遣元との間の期間の定めのある労働契約は解 しかし、 「やむを得ない事由」 民法六二八条によると、 派遣労働者が一旦解雇されるこ (多くは派遣期間 派遣労働者と派遣元と がない限り期間 期間の定め と 同 様 の 期

際に慎重に考慮すべきであると思う。 民法六二八条を任意規定と解した場合、 説に この民法六二八条が強行規定か否かに関わってくる。 中での解約が許されない。「派遣先からの交代要請が 主張することはできないかもしれないが、任意規定とする なってしまう。このことだけで民法六二八条を強行規定と 均衡から、この規定の趣旨を逸脱するような労働者に不利 六二八条が強行規定であるのか任意規定であるのかは、 民法上の規定は空洞化してしまい、 な条項が規定されることは多数存在すると予想でき、この が残る。 ことを おいてはいまだ明確になっていない。 そうすると、上記合意が認められるかどうかは、 「やむを得ない事由」と見るのは、 存在の意味が乏しく 労使間の構造的不 筆者の考えでは かなり疑問 民法 あっ 学

ては、 別の機会に譲ることとし、ここでは、 任意規定と解した場合でも、 と言わざるを得ない。 でも交代し残期間の給与を支払わない」という合意につい の存在あるいは特約を認めるべきかを検討してみたい。 派遣先から交代要請があった場合には、 民法六二八条が強行規定か任意規定かについての検討を 一意思表示の)瑕疵」 しかし、 についてはほぼ問題になら 本件におけるような上記合意 当事者が構造的に不均衡な 民法六二八条を仮に 派遣期間の途中 な

> ない 働者の不安定と結びつける合意は、 言は、漠然として何の基準を提示していない 見ると、 考慮されるようになっている。ここで、上記合意につい 容が「公序良俗」に反しているかを検討しなければならな 次に、民法六二八条を任意規定と解しても、 の形成を迫られることを考慮する必要もあるのであろう。 立場にある場合には、 を認められない 正な意思や雇用期間に対する信頼の尊重からも、 なければならないという点で、雇用の存続期間を相互に また、「期間雇用は、 を破壊するおそれを有し、公序違反と考える余地もあろう。 ような内容であるといえよう。そうすると、 ある)ので、派遣労働者が極めて不安定な地位に置かれる としては、いつ交代要請があるのか見当がつかない状態に えられて、公序違反について、契約当事者の主観的事情 い。今日では、「公序」概念は 定期間保障し合う意義がある」。 ために、 (派遣先から)「交代要請があった場合」という文 相手方の提示する条件に拘束されて意思表示 と言うべきであろう。 期間中は当事者双方が雇用を継続 一方当事者は、 「社会的妥当性」と広く捉 したがって、 社会的に守るべき価 更なる不利益を受け 上記合意の内 このような労 (派遣労働者 当事者の真 上記合意 7

要するに、こうした合意あるいは特約は、派遣労働者を

理で担保するという見解もあるが、それ以前に、 られないと解すべきであろう。 約を認めつつ最終的に労働者の正当な利益を解雇権濫用 の尊重からして、派遣元と派遣労働者間の上記合意を認め 先間の派遣契約に関係なく、 容が公序違反として容認しがたいと考える。 あ まりにも不安定な地位に置くものである。 民法の規定および当事者意思 このような特 派遣元と派遣 合意の内 法

ŋ

四 判旨三 <u>の</u> 般論につい 7

働者間の雇用契約の終了 労働者による派遣契約上の債務不履行と派遣元・労

り、 る 働者間の雇用契約の終了を導くことができるかは、 働者の派遣契約上の債務不履行は、 はできないと解すべきである」と解している。 との雇用契約も一旦終了し、残期間の給与を請求すること 遣期間は終了することとなり、そのことによって、 お 余地がある。 本判決は、 ٠ ۲ (労基法 派遣先から交代要請があった場合は」、労働者の 解雇に関する条件を明示することが要求されてい 派遣労働者に「派遣契約上の債務不履行があ 五条および労基則五条一項)。また、 何故ならば、 派遣元と労働者間 直ちに派遣元と派遣労 の雇用契約に しかし、 派遣元 疑問の 派遣元 「派 労

> すると、 は、 派遣契約上の債務不履行による労働者の解雇についても、 ある雇用契約の期間途中での解雇につき、 ことが考えられる。 るような条項が雇用契約に定められる けるのと同様でなければならないと理解されている。 前記解雇条項について限定解釈すべきであろう。 に認められるのだろうか。上述したように、 いう「やむを得ない事由」の存在が要請されているので、゚゚3) (労働者派遣法三四条)、その就業条件が雇用契約にお 派遣契約上の就業条件などを労働者に明示すべきであ 派遣契約上の債務不履行となる場合には解雇でき しかし、このような解雇条項は、 (以下「解雇条項」) 民法六二八条の 期間の定めの そう 直ち

よ う。 ④ ゆ 場事件)であると判断するものがある。 ればならないほどのやむを得ない事由」(安川電機 を判断基準として、それを「雇用期間の途中でなされなけ 数例の裁判例が出ており、 の解雇についての判例の傾向を見てみよう。 やむを得ない事由」を「 般の見解上著しく不当又は不公平なりと思うべき事実 ここではさらに、 「期間満了まで雇用を継続することが不当・不公平と認 例えば、民法六二八条にいう「やむを得ない事由_ 期間の定めのある労働契約の期間 「雇用契約を継続せしむることが 厳格な態度を取っているといえ また、学説では、 これについて 八幡工 途中

められるほどの重大な事由」としている。

すべきであろう。 要請から、 場合には、 否定する余地がある。 これに対して、 ない事由」と構成できるかは疑問の余地があると考える。 らして見ると、 くなった」こと(経営上の必要)を理由とする整理解雇 なくなったことは必ず「やむを得ない事由」になるのか、 派遣先から交代要請があったことはYにとって「やむを得 ある労働契約として、 かないという反論があるかもしれない。 同様に適用すべきであり、 の法理は同じく有期雇用契約である登録型派遣の場 その期間途中の解雇について、 判例法理で厳格な要件が課されていることに照 登録型派遣における雇用契約は期間の定 派遣先の仕事がなくなったから、解雇する 事案は異なるが、 労働者の期間に対する信頼保護の これを適用して考えてみると、 同じく「仕事がな 一層厳しく検討 しかし、 仕事が 0) 合

例法理から言えば、 討することが要請されるべきであろう。 慮して、 ると言える場合でも、 る労働契約が存在していることには変わりない。 つまり、 派遣元との間 登録型派遣の場合であっても、 労働者に派遣契約上の債務不履行があ その債務不履行の態様、 [の雇] 用契約が終了するかどうかを検 本判決の枠組みで 期間の定めのあ 程度等を考 現在の判

契約の期間途中での解雇に関する法理を軽視するおそれがの雇用契約の終了を直接結びつけ、期間の定めのある雇用は、労働者の派遣契約上の債務不履行と労働者・派遣元間

(二) 派遣先事業主の派遣労働者の交代要請への制限

あるように思う。

ては、何ら規制も存在していない。

、派遣法二七条)のにとどまって、派遣労働者の交代についとを理由による派遣契約の解除が禁止されている(労働者とを理由による派遣契約の解除が禁止されている(労働者が労働組合の正当な行為をしたこ労働者派遣法においては、労働者の国籍、信条、性別、

よう。 代要請 労働者の交代を要求したり、 元は派遣先に対し 前提のもとで、 実際には交代をどこまで抑制できるかは明確でない れることを明らかにした。 除だけではなく、 きないとしている。これにより、 務不履行といえない場合は、 本判決は、 なぜなら、 の場合であれば、 労働者の勤務状況が、 派遣契約が解除された場合であれば、 労働者に派遣契約上の債務不履行がな 損害賠償を請求することができるが、 派遣労働者の交代要請まで制約を加 派遣元としては、 これは注目すべき判断であるが 派遣契約を解除することはで 派遣先は派遣元に対して派遣 派遣先は、 派遣契約に照らして 派遣先に対し 派遣契約の といえ えら

想されるからである。を失うことはないから、交代要請に応じることが多いと予害賠償を請求しなくても交代要請に応じることで派遣代金

えば、 五 XとYの雇用契約の帰趨およびXのYに対する賃金請

(一) XとYとの雇用契約の帰趨

争って、 Xの就労を拒絶し、その交代を要請する場合については、 との労働者派遣契約上の債務不履行に該当すると主張して、 否定している。 難しいとして、 「派遣先の主張を争うこと」や「債務不履行事由の存在を さらに検討する必要がある」としている。そこで、本判決 きないが、派遣先において、 たうえで、一転して、このような前提のもとであっても、 「直ちに、XとYとの雇用関係が終了したということもで 本判決は、Xに派遣契約上の債務不履行がないと判断し Yとしては、「乏しい資料しかないにもかかわらず」、 派遣代金の請求をするか否かを判断すること」が 結論的には、 XのYに対する賃金請求権を Xの勤務状況が、 Yと派遣先

らに分析してみると、本件では、Y代表者本人は、Bからしかし、本判決の論理に従って、本件における事実をさ

いて、 や能力などのような評価が難しいことではなく、「パソコ それにもかかわらず、Yはそれを確認せず、「急遽Xに対 さらに重視して判断すべきだったのではなかろうか。 ンを持ってきていない」という把握しやすい事実であると のではないだろうか。本件の特徴の一つとして、交代命令 すること」は十分できるはずで、困難であるとは言えな 事由の存在を争って、 件では、Yは「派遣先の主張を争うこと」や「債務不履行 しBでの就労を中止するよう指示」した。だとすると、本 債務不履行がないことをはっきり分かっていたと言えよう。 Xにパソコンを持参させることはYとB間の派遣契約にお 請の理由について確認しなかったと供述している。また、 を持ってきていないことだけであって、それ以外の交代要 のXに対するクレームの内容について、 いう点がある。本判決は、本件におけるこのような特徴を の原因となる派遣先のクレームは、 と、YがBの交代要請に応じた時点で、 明示的な条件ではないと認定されている。そうする 派遣代金の請求をするか否かを判断 派遣労働者の勤務態度 Xに派遣契約上の 要するにパソコン

が、労働者派遣において、派遣元事業主に対し、派遣先とよく知る立場になく」としてYの「困難」を指摘しているまた、本判決は、Yは「Xの勤務状況について、これを

の連絡体制の確立を求めて「派遣先を定期的に巡回するこ

問に思う。

でさでない立場を理由に、その困難さを指摘しており、疑状況について、よく知る立場でなければならない。本判決状況について、よく知る立場でなければならない。本判決が求められており、むしろ、派遣元は、派遣労働者の勤務が求められており、むしろ、派遣元は、派遣労働者の勤務と」等(派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針五条)

ては、 る。 の派遣元に対する賃金請求権を否定すべきではないと考え で交代を命令した場合には、 し得るにもかかわらず、 すべきであろう。少なくとも、 その場合は派遣先の主張の具体的な内容を勘案しつつ判断 の勤務能力についてなど)もあることは考えられるので、 派遣元としてはよく知りえない事項 働者に派遣契約上の債務不履行がある」と主張される場合、 めがたいというべきであろう。 従って、本件の事実状況に照らして、 労働者に派遣契約上の債務不履行がないことを認識 それについての派遣先のクレー 派遣元の「困難」で、 また、 本件のような、派遣元とし (例えば、 確かに派遣先に Yの「困難」 派遣労働者 労働者 は認 一労 A

(二) 賃金請求権と休業手当請求権

に対する休業手当請求権を認めた。に帰すべき事由」による休業に該当すると判断し、XのY事由」の適用を否定し、一方で労基法二六条「使用者の責本判決は、民法五三六条二項「債権者の責めに帰すべき

適正 務の違反をいうのであり、 権者の責めに帰すべき事由』よりも広く、使用者側に起因 けられた予見可能性の存在を必要とするもの」である。 とされている。 にいう帰責事由は存在しないのであろうか。 るものであろうか。すなわち、 全額の賃金請求権が認められないのは、 この先例を念頭に置きながら判断しているのであろう。 る」と判断している。 する経営、管理上の障害を含むものと解するのが相当であ 者の責に帰すべき事由』とは」、「民法五三六条二項の『債 故意・過失または信義則上これと同視すべき事由」である 最二小判昭六二・七・一七労判四九九号六頁) しかし、「債権者の責めに帰すべき事由」によるとして、 上記両規定の関係について、ノースウエスト航空事 な回 避措置を期待しうる前提として、 過失とは「その終局において、 本判決もYの「困難」を考慮して、 かつ具体的状況のもとにおい 本件において、 いかなる理由によ 予見義務に裏付 帰責事由 は Y に は 同 結果回避義 「一使用 とは 本 て 件 株では、Yは、Xが職を失う可能性を十分認識し、前述したように、派遣先のクレームでは、Xに債務不履行がないたように、派遣先のクレームでは、Xに債務不履行がないたように、派遣先のクレームでは、Xに債務不履行がないたるうか。つまり、派遣先から交代要由を確認すべきであり、不判決は、Yの過失について検討すべきだったのではなか本判決は、Yの過失について検討すべきだったのではなかあうか。つまり、派遣先から交代理由を確認すべきであり、またそれについて交渉するような手続き的保障も重視され、またそれについて交渉するような手続き的保障も重視され、検討されるべきであろう。

六 本件からの示唆

本件の事実から見ると、派遣先が交代を要請したのは、本件の事実から見ると、派遣先が交代を要請したのは、本件の事実から見ると、派遣先が交代を要請したのは、本件の事実から見ると、派遣先が交代を要請したのは、

及されることを覚悟しなければならないであろう。請や契約解除に積極的な態度を取らないと、法的に責任追ではなく使用者としての立場にある以上、派遣先の交代要定めをし、労働者に対してもそれを明示することが重要との派遣契約において、労働者の技能レベルについて詳細な

- (1) 菅野和夫『労働法』第七版(弘文堂)一六六頁
- 九二号五頁)参照ショナリー関西支店事件(大阪地判平一七・三・三〇労判八(2) 民法六二八条を任意規定と解したネスレコンフェク
- 適用される。
 に、解約条項に基づく解約権の行使にも解雇権濫用法理がコンフェクショナリー関西支店事件の判決が指摘するよう(3) 民法六二八条を任意規定と解した場合も、前掲ネスレ

821 (73-4-171)

期間途中の解雇を権利濫用とした。づく解約権の行使にも解雇権濫用法理が適用されるとしてフェクショナリー関西支店事件においては、解約条項に基

- 五三頁 (5) 鳩山秀夫·『増訂日本債権法各論(下)』岩波書店 五
- 選第七版』有斐閣 平成一四年 一七〇頁) 選第七版』有斐閣 平成一四年 一七〇頁) 「対側側は整理解雇規制を緩和する傾向にあるが、そ一六年)二三七頁 一六年)二三七頁 出田道夫『労働法概説Ⅰ・雇用関係法』弘文堂(平成(6) 土田道夫『労働法概説Ⅰ・雇用関係法』弘文堂(平成
- (8) スモン判決(東京地判昭和五三・八・三判時八九九号四(8)